

財理第1260号

平成17年3月30日

最終改正：平成21年2月10日財理第552号

日本銀行総裁 殿

財務大臣 谷垣 禎一

財政融資資金内訳帳の口座について

日本銀行国庫金取扱規程（昭和22年大蔵省令第93号）第69条の規定に基づき、財政融資資金内訳帳の口座を下記のとおり定め、平成17年4月1日から適用する。

なお、平成13年3月22日付財理第1006号「財政融資資金内訳帳の口座について」は、平成17年3月31日限り廃止する。

記

財政融資資金預託金	補償金返還金
財政融資資金有価証券	財政投融资特別会計財政融資資金勘定積立金
財政融資資金貸付金	公債発行収入金
財政融資資金運用資金	借入金金
財政融資資金購入証券経過利子	融通証券発行高
財政融資資金未整理	一時借入金
繰替	受託業務回収金
財政融資資金損失金	